

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布及びWeb（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第5回期日（20201120）に提出された書面です。

平成31年（ワ）第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

## 原告ら代理人意見陳述

2020年11月20日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟復代理人

弁護士 宮本庸弘

本日陳述した第5準備書面および第6準備書面で私たちがどのような主張をしているかについて、概略を述べます。

まず、第5準備書面では、憲法学者である木村草太教授や駒村敬吾教授、民法学者である二宮周平教授らの意見が原告らの主張を支持していることについて述べました。

木村草太教授の意見書では、法律婚の効果を、男女の自然生殖関係を保護するための効果と、当事者の愛情に基づく親密な関係を保護する効果という二つのグループに分類したうえで、親密関係保護効果について同性愛者と異性愛者とを区別することは不合理であり、憲法14条に違反するとしています。

また、木村教授は、憲法24条で「両性」という表現が採用されたのは、男性と女性の双方の意思が尊重されなければならないことを示すためのものに過ぎず、憲法24条1項の規定は、法律婚について同性カップルと異性カップルとを区別する理由にはならないとも述べます。

駒村敬吾教授の意見書では、同性カップルを婚姻制度から排除する合理的理由はなく、被告の立法不作為が憲法24条2項に違反して違憲であると述べられています。

す。さらに、そのほかの多くの憲法学説においても、同性間の婚姻が認められないことについての違憲性が指摘されています。

長年同性カップルの共同生活保障の研究をしてきた民法学者である二宮周平教授の意見書は、現行婚姻法の立法目的は婚姻の自由と夫婦関係における平等の確保であり、婚姻法の原則は当事者の合意による婚姻の成立と、婚姻を個人個人の権利義務関係と捉えることにあります。そして、このような婚姻法の立法目的や原則からすれば、婚姻の当事者を異性カップルに限定する必然性はないとしたうえで、同性婚を規定しない民法および戸籍法は、憲法13条が定める個人の尊重や憲法14条が定める法の下での平等などの憲法上の原則に違反すると結論付けます。

第6準備書面では、同性婚の実現に向けた国内外での更なる社会情勢の変化についての主張をしています。

国内では、パートナーシップ制度を導入する地方自治体が更に増加し、パートナーシップ制度を導入している自治体間での相互利用も開始されるなど、地方自治体において同性カップルの権利を拡充する動きが活発な一方、地方自治体における取組だけでは同性カップルの保護を十分に果たすことはできないとして、政府に対して同性婚の法制化の議論を促進するよう求める声が地方自治体から上げられています。

日本弁護士連合会は、同性間の婚姻が認められないことは、重大な人権侵害であるとの意見を表明しました。都道府県の各弁護士会からも、同性間の婚姻を認める法制度の整備を求める声明などが出されています。

立法、行政、司法においても、性的少数者の権利を保障する動きが見られます。

また、同性婚に関する国民の意識は大きく変化しています。複数の世論調査において、同性婚の実現に賛成する意見は反対する意見を上回っています。性的少数者を対象とした意識調査においても、特に若年層において、多くの性的少数者が異性と同一法律婚の適用を望んでいることが分かりました。

諸外国においても、法律上同性の者との婚姻を可能とする立法措置を執ることが

世界の潮流となっており、新たに英領北アイルランドにおいても、同性婚が可能となりました。また、メキシコにおいては、全32州中、半数を超える19州で同性婚が保障されることになりました。

このように、国内においても国外においても、同性カップルに法的保護を与える動きはますます顕著なものとなっており、同性婚についての国民の意識変化に鑑みても、この動きは今後も止まることはないものと思われま

す。最後に、弁護人の意見を述べます。今こうしている間にも原告らや、差別を恐れて声をあげることのできない数多くの当事者たちの人権が侵害されています。そうであるにもかかわらず、未だに国会、特に政府与党においては、同性婚の法制化に向けた目立った動きは見られません。直ちに人権を侵害する法制度を是正し、当事者を救済することができるのは、裁判所のほかにありません。本訴訟において、先に述べたような社会情勢の変化を裁判所が十分に考慮したうえで、人権保障の最後の砦としての職責を果たされることを切に願います。

以 上